
資 料 編

- ※ 災害時要配慮者は、適切な防災・避難行動が困難となる様々な特徴があり、個人差も大きいものがありますが、留意すべき点を列挙しています。
- ※ 地域で行われる防災訓練や災害時における応急対応等の参考として、列挙しています。

I 災害時要配慮者等の現状（令和元年5月1日現在）

1 災害時要配慮者

対象者		対象事由	対象者数
要 配 慮 者	高齢者	75歳以上の高齢者のみで暮らしている者	5,809人
		75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者	0人
	障がい者	身体障がい者	1,846人
		肢体不自由者（手帳1～2級）	405人
		内部障がい者（手帳1～3級）	782人
		視覚障がい者（手帳1～2級）	84人
		聴覚障がい者（手帳2級）	67人
		知的障がい者（手帳A判定）	168人
		精神障がい者（手帳1～2級）	340人
	要介護認定者	要介護5	106人
		要介護4	163人
		要介護3	209人
		要介護2	316人
		要介護1	699人
	小計		9,148人
妊婦		492人	
乳幼児		3,326人	
小計		3,818人	
合計		12,966人	

2 災害時避難行動要支援者

1,426人

3 災害時避難行動要支援者個別計画登録者数

545人

II 避難行動要支援者による事前準備

1 災害をイメージする

- ・災害知識を習得し、様々な災害に対する避難方法などをイメージする。
- ・避難所へ実際に移動してみて、避難経路を確認しておく。
- ・防災訓練等に参加して防災上の問題点等を認識する。

2 住まいを安全にする

- ・家具・電化製品の固定（家具の引出、扉にもストッパーを付ける）、居住空間の工夫（家具・電化製品は、いつも生活している場から離して置く）、収納の工夫（高いところに重

い物、危険な物を置かない)、ガラスの飛散防止、消火器の設置など、室内の安全確保対策を行う。

- ・夜間の災害に備え、懐中電灯、携帯ラジオ、SOS発信用の装置(笛など)、携帯電話、靴(暗闇でも置いている場所がわかるように、蛍光テープを貼っておく)などを枕元に置いて、寝るようにする。

3 避難支援を依頼する

- ・外出時や別居している家族との連絡方法を決めておく。また、普段から家族と話し合い、よく出かける外出先、または外出時に災害に遭った時の待ち合わせ場所を決めておく。
- ・日ごろから地域とのふれあいを待つように心がけ、隣り近所や自主防災組織、福祉関係者、ボランティア関係者などに、どのような援護を必要としているかなどを知ってもらい、あらかじめ、複数の特定者に災害時の手助けを依頼しておく。
- ・助けを求めるための笛、緊急通報装置、緊急会話カードなどを準備しておく。

4 緊急連絡票等を作成する

- ・持病、アレルギー、服用している薬、かかりつけの医師、緊急連絡先など、知ってもらう必要のある情報をまとめ、オリジナルの緊急連絡票等を作成して、防災袋等に入れておく。

※緊急連絡票の記載事項(例)

氏名、生年月日、住所、電話番号(FAX)、血液型、緊急連絡先、障がいの種類と等級、障害者手帳番号、保険証記号と番号(種類)、かかりつけの医療機関・薬局の連絡先(住所、電話番号)、治療中の疾病・合併症、服薬品の種類と服薬上の注意、補装具及び医療的ケアに必要な物品(メーカー名、商品名、サイズなど)、注意が必要な食品名、治療・介護のスケジュール、介助・介護上の配慮事項など

5 非常用持出品や備蓄品を準備する

- ・非常用持出品を防災袋やリュックサック等に入れ、出入口近くなど、避難支援者にわかりやすい場所に置いておく。
- ・飲料水、食料品など3日分程度備蓄しておく。また、必要な医薬品を補給し、飲み方などを書いた手帳を入れておく。
- ・一年に数回は、非常用持出品の中身を確認する。

Ⅲ 災害発生時において避難行動要支援者が行う応急対策

1 地震発生時

(1) 自宅内での対応

①自分自身の安全対策

- ・落下物等から身を守る。動けない場合でもあきらめない。

②火・ガスの始末

- ・火を消す。ただし、大きな揺れの場合には、揺れがおさまってから消す。

- ・ガスの元栓を閉める。
- ③火災が発生した場合
- ・大声等で隣り近所に知らせる。
 - ・自分で消すことができない場合には、姿勢を低くして、タオルなどを口に当てて煙を避けながら避難する。
- ④屋外への避難の判断
- ・上からガラスが飛び散ったり、落下する物もあるので、あわてて外に飛び出さないで、状況を判断する。
- ※すぐに屋外に避難するケース
- ・近隣で火災が発生している場合
 - ・建物が傾くなど、倒壊のおそれがある場合
 - ・孤立してしまうおそれがある場合
 - ・避難勧告、避難指示の避難情報が出た場合
- ⑤脱出口の確保と避難
- ・落下物や散らばっているガラスなどに十分注意して、脱出口まで移動する。
 - ・非常用持出袋を携帯し、落ち着いて避難する。
 - ・通路がふさがれている、危険な物が散らばっていて脱出口まで進めない場合には、大声を上げる、または防犯ベル・非常ベルを鳴らす、笛を吹くなどの行動を起こし、周囲の人または避難支援者等に助けを求め、安全な場所で待つ。
 - ・1階にいる場合には、窓からの脱出も考える。
- ⑥火気の使用厳禁
- ・ガス漏れがないかなど、安全が確認できるまでは、火気を使用したり、電気のスイッチを入れない。避難の際、ブレーカーを切る。
- ⑦非常用持出袋の持参
- ・自分で運ぶことができない場合には、避難支援者に持ってもらおう。
 - ・倒壊物や落下物などがあって取れない場合や避難支援者がいなくては運ぶことができない場合には、持たずに避難する。
- ⑧情報の収集と発信
- ・携帯ラジオ等からの正しい情報を入手し、「災害用伝言ダイヤル（171番）」を利用して、自身等の状況を伝える。
 - ・安全な場所に避難できたら、家族や緊急連絡先などに知らせる。
- ⑨避難所への移動
- ・避難支援者がいない場合には、周囲の人に援護を求める。
 - ・言葉によるコミュニケーションが困難な場合には、メモ用紙を使って筆記する、または身振りや手振りをを用いる、周囲の人をつかまえるなどして、援護を求めていることを伝える。
 - ・混乱状態の人混みに巻き込まれないように注意する。状況によっては、予定していた避難路にこだわらず、安全と思われる経路を選んで避難する。

(2) 外出中における対応

①道を歩いているとき

- ・建物等から離れ、周囲の人に避難所への誘導等を依頼する。

②デパートなどの建物の中にいるとき

- ・係員の指示や誘導に従う。エレベーターは使わない。煙を吸わないように、体を低くして避難する。

③鉄道、バスなどに乗っているとき

- ・手すりや座席等につかまり、乗務員の指示等に従う。

④車を運転しているとき

- ・速度を落とし、停車する。カーラジオ等で情報を入手する。避難は原則、徒歩で行う。

⑤けがをした場合

- ・近くの人に助けを求め、医療機関や消防署等の防災関係機関に連絡してもらう。

2 火災発生時

①消火

- ・自宅等で火が出たら、まず消火する。隣り近所へも知らせ、協力しながら消火にあたり、消防署に連絡する。
- ・消火器を使用する際には、まわりから炎をおおうように消化剤をまく。
- ・水は、火の上から一気にかけるか、火に叩きつけるようにかける。
- ・消火器や水が間に合わない時は、カーテン、毛布、座布団など身近なものを活用して消火する。
- ・消火器などによる初期消火が可能なのは、火災が発生してから3分程度までで、天井に火が移ったら消火をやめて、できるだけ早く避難する。

②避難

- ・避難するとき、部屋の窓やドアを閉め、空気の流れを絶つ。
- ・壁などをつたって、身を低くし、煙に巻かれないようにする。
- ・安全な場所に避難できたら、家族や緊急連絡先などに知らせる。

IV 災害時要配慮者が行う避難準備及び避難活動

1 高齢者

(1) 避難行動等の特徴

- ・すばやい避難行動が困難な場合が多い。

(2) 事前対策

- ・隣り近所の人や避難支援者に援護を依頼しておく。
- ・医療機関で受診している者は、医療機関との連絡体制を確保しておく。

(3) 応急対策

- ・緊急通報装置やブザー、笛などで助けを求める。
- ・動ける人は落ち着いて、座る、這うなど重心を低くしてテーブルなどの下で身を伏せ、落下物から身体を守る。

2 要介護者、身体的な機能が低下した高齢者（寝たきり高齢者など）

(1) 避難行動等の特徴

- ・体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。ただし、寝たきり高齢者等の場合、生命の危険情報を発信することができない、さらには自力で危険を判断して行動することができない。
- ・地域とのつながりが希薄になっている場合がある。

(2) 事前対策

- ・寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所（入口の近く）とする。
- ・隣り近所の人や避難支援者に援護を依頼しておく。
- ・車イスを使用する場合は、事前に避難所まで移動し、倒れるおそれのある電柱や建物を避けた経路を設定する。
- ・狭い道やブロック塀がある道は、障害物で道がふさがれることがあるため、広い道を利用する避難経路を設定する。
- ・設定した経路がわかる地図を作成し、玄関などの目に付くところに貼るとともに、非常用持出袋の中にも入れておく。
- ・非常用持出品（紙オムツ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつの交換や食事のときに使用）、幅の広いひも、常備薬リスト等）を用意しておく。また、食事や排泄の時に衣服を汚すことの多い人は、着替え（1、2着）を用意しておく。
- ・経管栄養を摂取している人の場合には、かかりつけの医師と相談の上、注入物を5～7日分程度を備えておく。また、医師などと相談して、緊急時の取扱い手順を緊急連絡票に書き込んでおく。

※緊急連絡票への記入例

- ・1回当たりの量、時間、介護の方法（姿勢）、注入物の名前（製品名）、必要な器具、器具の取扱い、医療関係者との確認が必要な事項（チューブの交換）など
- ・入れ歯や老眼鏡などは、日ごろから身の回りに置いておく。
- ・言葉によるコミュニケーションが困難な人は、メモ用紙と筆記用具を非常用持出袋の中に入れておく。

(3) 応急対策

- ・緊急通報装置やブザー、笛などで助けを求める。夜間時には懐中電灯を点灯し、周囲の人に居場所を知らせる。
- ・動ける人は落ち着いて、座る、這うなど重心を低くしてテーブルなどの下で身を伏せ、落下物から身体を守る。

3 肢体不自由者

(1) 避難行動等の特徴

- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。

(2) 事前対策

①共通

- ・寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所（入口の近く）とする。
- ・介助者不在時の災害発生を想定し、隣り近所の人や避難支援者に援護を依頼しておく。

- ・歩行補助具は安全な場所に置き、暗闇でも分かるようにしておく。
- ・避難に備え、幅の広いひも、車イス、担架、毛布などを用意しておく。
- ・車イスを使用する場合、事前に避難所まで移動し、倒れるおそれのある電柱や建物を避けた経路を設定する。
- ・狭い道やブロック塀がある道は、障害物で道が塞がれることがあるため、広い道を利用する避難経路を設定する。
- ・設定した経路がわかるような地図を作成し、玄関などの目に付くところに貼るとともに、非常用持出袋にも入れておく。
- ・非常用持出品（紙オムツ、携帯トイレ、ビニールシート（おむつの交換や食事のときに使用）、幅の広いひも、常備薬リスト等）を用意しておく。また、食事や排泄の時に衣服を汚すことの多い人は、着替え（1、2着）を用意しておく。
- ・経管栄養を摂取している人の場合には、かかりつけの医師と相談の上、注入物を5～7日分程度を備えておく。また、医師などと相談して、緊急時の取扱い手順を緊急連絡票に書き込んでおく。

※緊急連絡票への記入例

1 回当たりの量、時間、介護の方法（姿勢）、注入物の名前（製品名）、必要な器具、器具の取扱い、医療関係者との確認が必要な事項（チューブの交換など）

②車イス使用者

- ・室内は車イスの通れる幅を常に確保しておく。
- ・車イスが使えない場合の代替用具（杖など）を用意しておく。
- ・車イスのタイヤの空気圧を定期的に確認しておく。
- ・車イス使用時にも、着用できるカップ等を用意しておく。

③電動車イス使用者

- ・電動車イスのバッテリーは充電し、室温で保管する。
- ・補液タイプのバッテリーは、定期的に液量を確認しておく。
- ・予備バッテリーを準備する。

(3) 応急対策

- ・緊急通報装置やブザー、笛などで助けを求める。
- ・動ける人は落ち着いて、座る、這うなど姿勢を低くし、近くにつかまるものがある場合には、しっかりつかまって、テーブルなどの下に身を伏せ、落下物から身体を守る。
- ・車椅子に乗っているときは、安全な場所でブレーキをかける。
- ・地震が発生した後は道路上に障害物が増え、車イスによる通行も困難になるので、隣り近所の人、避難支援者に援護を頼む。

4 内部障がい者

(1) 避難行動等の特徴

- ・自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。
- ・人工透析などの医療措置や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、薬、ケア用品を携帯する必要がある。

(2) 事前対策

①共通

- ・薬やケア用品、服用している薬の処方箋や投薬の説明文（写し）を非常用持出袋に入れておく。
- ・必要な装具など、医療的ケアが必要な場合には、かかりつけの医師と相談の上、ケア用品を5～7日分を用意しておく。
- ・薬や治療食の備えについて、かかりつけ医等に相談の上、うがい薬、解熱剤、抗生物質などを用意しておく。
- ・緊急連絡票等にも、治療方法や介助方法を、わかりやすく記入しておく。
- ・医療装置は倒れないように固定する、出入口の近くに置かない、チューブが物でふさがれないように注意する。
- ・車イス、ストレッチャー、担架、リヤカー等の移動用具と避難支援者を確保しておく。
- ・外見では分からない障がいを持っていることを知らせる。
- ・医療機関との連絡体制を確保しておく。

②じん臓の障がい

- ・透析ができない場合、医療機関等と対策を話し合う。
- ・自分のダイアライザー（人工透析器）の透析条件を緊急連絡票等に記入し、非常用持出袋に入れておく。
- ・災害時に備え、食事と水分を上手にコントロールしておく。
- ・イオン交換樹脂、カリウム対策のためのカリメイト等の予備を持っておく。
- ・自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）用バッテリーの予備を非常用持出品と同じ場所に置いておく。
- ・腹膜透析をしている人は、供給業者と話し合って、最低5～7日分の透析液を用意しておく。

③呼吸器、循環器の障がい

- ・救急対応について、家族や医療機関、酸素供給業者等と話し合っておく。
- ・在宅酸素療法の者は、かかりつけ医等に酸素の必要度などを確認しておく。
- ・酸素吸入用カニューレ1本を予備に用意しておく。
- ・酸素濃縮器や液体酸素ポンベは、火気から離れた場所に保管する。
- ・人工呼吸器を装着している人は、アンビューバック（蘇生器の一つ）、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておく。
- ・人工呼吸器の予備回路と補修のための布製のガムテープを用意する。また、外部バッテリーが作動できる状態にしておく。
- ・携帯用酸素ボトルを非常用持出袋の中に入れておく。
- ・ネブライザー使用者は、バッテリーの予備を非常用持出袋の中に入れておく。

④ぼうこう又は直腸の障がい

- ・ストマ装具（10日分程度）、洗腸セット（水、ぬれティッシュ、輪ゴムなど）、ストマケア用品（皮膚保護剤、絆創膏、ガーゼ、ウエットティッシュ、ビニール袋、消臭剤など）を一式一回分ずつセットにして、5～7日分を非常用持出袋へ入れておく。
- ・ぼうこうストマを装着している人は採尿袋、脚用採尿器、自己導尿をしている人は

導尿用品、直腸ストマを装着している人は下部開放型の袋を5～7日分用意しておく。

- ・ストマ装具のメーカーや販売店の連絡先等を緊急連絡票等に記入し、非常用持出袋の中に入れておく。

⑤小腸の障がい

- ・経管栄養を摂取している人は、必要な機材や用品を使いやすいように1回分ずつセットし、5～7日分を用意しておく。
- ・収容避難所では限られた食品しか用意できないことが予想されるため、経口摂取をしている人は食べやすい食料品のほかに、かかりつけの医師と相談の上、栄養剤を用意しておく。

(3) 応急対策

- ・あわてて無理な行動をとると病状悪化のおそれがあるため、地震の際には揺れがおさまった後、安全な場所に移動し援護を持つ。
- ・避難勧告などが出された場合、できるだけ早く医療機関に連絡し、対処方法の指示を受ける。
- ・在宅酸素療法をしている人は、酸素吸入をいったん止め、火災の危険性がないことを確認する。発生している場合は、酸素吸入を止めて安全な場所へ移動する。
- ・じん臓の障がい者は、食事と水分を上手にコントロールする。
- ・内部に障がいのある人は、外見からは分かりにくいいため、周囲の人や隣り近所の人に早めに身体の状況や生活上の注意事項を伝えておく。

5 視覚障がい者

(1) 避難行動等の特徴

- ・視覚による異常・危険の察知が不可能、または瞬時に察知することが困難な場合が多い。
- ・災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独ではすばやい避難行動ができない。

(2) 事前対策

- ・軍手、運動靴、折りたたみ式の白杖（ふだん白杖を使っている人）を枕元に置いておく。
- ・非常用持出袋等の配置を常に一定にしておく。
- ・避難経路（コース）の安全を確認しておく。
- ・眼鏡、時計（音声、触知式等）、緊急時の連絡先の点字メモ、メモ用録音機、携帯ラジオ（カード式等）、常備薬等を非常用持出袋に入れておく。
- ・介助者不在時を想定し、隣り近所の人などに援護を依頼しておく。

(3) 応急対策

- ・地震が起きたら、頭をかばい、落下物から身を守る。
- ・家屋内でも靴等を履き、白杖を使用して安全を確認する。
- ・一人の場合は、大声で視覚障がい者であることを告げ、周囲の人に状況を聞き、隣り近所の人や避難支援者と一緒に避難する。
- ・誘導を受ける場合は、肘や肩などにつかまらせてもらい、ゆっくりと歩いてもらうようお願いする。

6 聴覚障がい者

(1) 避難行動等の特徴

- ・音声による避難・誘導の指示が困難である。
- ・視界外の危険の察知が困難である。
- ・自分の身体状況等を声で知らせることが難しい。

(2) 事前対策

- ・補聴器、携帯電話・スマートフォンなど文字情報が得られる携帯端末（振動モード）は、常に手元に置いておく。
- ・FAX緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておく。
- ・介助者の不在時や夜間の睡眠中の情報伝達をどうするかについて、家族や隣り近所の人、避難支援者とあらかじめ決めておく。
- ・予備の補聴器やバッテリー・電池、筆談用具等を非常用持出袋に入れ、すぐに持ち出せる場所に置いておく。
- ・災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。また、ことばによるコミュニケーションが困難な人は、メモ用紙と筆記用具を非常用持出品の中に入れておく。

(3) 応急対策

- ・テレビ、文字放送、携帯電話メール、隣り近所の人からの情報を得るようにする。
- ・外出の場合は、緊急会話カードや筆談などで情報を伝え、また教えてもらう。
- ・地震の場合には、あわてて外へ飛び出さず、テーブルなどの下に身を伏せ、落下物から身体を守る。
- ・動けなくなった場合は、笛やブザー等で居場所を知らせ、助けを求める。
- ・揺れがおさまったら、近くの人に緊急会話カード等で聴覚障がい者、言語障がい者であることを伝え、必要な援護を依頼し、避難誘導してもらう。
- ・避難の呼びかけがあったときは、隣り近所の人や避難支援者と一緒に避難する。

7 知的障がい者

(1) 避難行動等の特徴

- ・自分で危険を判断し行動することが困難な場合がある。
- ・急激な環境の変化により、精神的な動揺がみられる場合がある。

(2) 事前対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・服用している薬の処方箋や投薬の説明文（写し）、飲み方を書いたものを非常用持出袋に入れておく。
- ・独自の方法で飲んでいる場合は、緊急連絡票等に記入しておく。
- ・好き嫌いがある場合には、食べられる物を用意しておく。
- ・緊急連絡票等を身につけたり、身元・連絡先が分かる名札等を衣服に縫いつけておく。
- ・家族や避難支援者は、日ごろから災害について分かりやすく、繰り返し説明したり、避難所実際にいき、場所を憶えてもらうようにする。

(3) 応急対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・地震が発生した際には、身近にある本や座布団などで（何もないときは両手で）頭を守

- り、近くのテーブルや机の下に隠れる。
- ・動けなくなった場合には、ブザーや笛、声、あるいは物をたたいて知らせ、助けを求める。
 - ・落ちてきた物やガラスの破片が飛び散っているので、靴をはく。
 - ・家族や隣り近所の人または避難支援者と一緒に避難する。

8 精神障がい者

(1) 避難行動等の特徴

- ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。
- ・普段から服用している薬の携帯が必要となる。

(2) 事前対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・服用している薬の処方箋や投薬の説明文（写し）を非常用持出袋に入れておく。
- ・服用薬以外の追加薬などについて、かかりつけの医師と相談して用意しておく。
- ・家族も、医療機関からの指示や緊急時の対処方法等をよく理解しておく。
- ・対人関係で配慮が必要なことや特筆すべき事項等を緊急連絡票等に記載しておく。
- ・日頃通っている施設等に、災害時の避難所や緊急連絡方法を伝えておく。
- ・医療機関との連絡体制を確保しておく。

(3) 応急対策（本人ができない場合は、家族及び周囲の人の援護が特に必要）

- ・混乱して自分で決められないときは、隣り近所の人や避難支援者に誘導を頼み、避難する。
- ・避難所でのストレスなどで、調子をくずすことがあるので、常時服用している薬は、忘れずに飲む。
- ・落ちこみやイライラ、不安、幻覚、妄想などが出たり、眠れないときは、早めに相談して、必要な手当てを受ける。

9 妊産婦

(1) 避難行動等の特徴

- ・行動機能が低下しているが、自分で判断し、行動することができる。

(2) 事前対策

- ・妊娠経過等の把握と身元証明のために、母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておく。
- ・妊娠後期（28週以降）には急な分娩等に備えて、出産準備品を用意しておく。
- ・妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病などで、食事制限が必要な人は、食べられる物を最低3日分準備しておく。

(3) 応急対策

- ・助けが必要な場合には、大声を出す、または周囲の人を呼び止めて、援護を求める。

10 乳幼児

(1) 避難行動等の特徴

- ・危険を判断し、行動する能力がない。

- ・保護者等が付き添っている可能性が非常に高い。

(2) 事前対策

- ・保護者の災害対応能力を高める。
- ・子どもの成長状態や予防接種歴、病歴の把握と身元証明のために、母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておく。
- ・ミルクを飲む乳幼児の場合は、母乳で育てていても、被災のショックで一時的に母乳が止まることがあるので、粉ミルク数回分とほ乳びん、消毒剤をいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておく。
- ・離乳食やおやつ、飲み物など、子どもの栄養補給に必要なものを少量でも持ち歩く。
- ・アレルギーや持病を持っている場合には、普段から、かかりつけの医師と薬や食べ物、ケアについて、話し合っておく。

(3) 応急対策

- ・保護者が助けを必要とする場合には、大声を出す、または周囲の人を呼び止めて、援護を求める。

V 避難支援者等による事前準備及び応急対応

1 事前準備及び注意事項

- (1) 避難行動要支援者は、避難支援者がいなければ地域の防災訓練に参加しにくいので、避難支援者の協力が必要である。
- (2) 避難行動要支援者と事前に避難所まで行ってみる。
- (3) 避難行動要支援者と災害時の指示の伝達方法を決めておく。
- (4) 迅速かつ円滑な避難行動を可能にするため、幅の広いひも、車イス、担架、毛布など用意しておく。

2 応急対応

- (1) 自力歩行が可能な場合には、避難所の位置を伝え、自力で移動してもらう。
- (2) 自力歩行は可能であるが、自力で避難所に移動することが困難であると思われる者は、同じ状態の避難行動要支援者を集めて誘導する。
- (3) 自力歩行が不可能な者は手を引く、抱えて運ぶなど、マンツーマンで移動する。また、担架等を使用する場合には、地域住民の助けを得て、4～6名程度で運ぶ。
- (4) 誘導の際には、避難支援者の肩やひじをつかまらせ、段差や階段がある場合には、その都度、教える。

3 人員の確保

(1) 誘導班

- ・避難支援者を各交差点等の目立つ場所に配置し、避難行動要支援者をまとめて、避難所へ移動させる。
- ・指定緊急避難場所にも避難支援者を配置し、避難行動要支援者をまとめて、指定避難所へ移動させる。
- ・避難支援者の人員が不足する場合には、地域住民の協力を得る。

(2) 安否確認班

- ・グループで活動し、避難行動要支援者に避難所への移動を伝える。
- ・移動の際、介助が必要な者には手を引くなどの方法で、誘導班のいる場所まで誘導する。
- ・担架等を使用して搬送する必要がある者については、地域住民の協力を得ながら、収容避難所まで運ぶ。
- ・建物の中に閉じ込められている、倒壊した建物や家具の下敷きなどにより、救出を必要とする者を発見した場合には、地域住民の協力を得ながら、救出班を組織する。
- ・その他、人員が不足する場合には、地域住民の協力を得る。

(3) 救出班

- ・救出活動において、機械の使用や特殊な技能を要する場合には、関係機関に連絡し、指示・協力を得る。

VI 避難支援者等による避難支援方法

1 高齢者、要介護者への対応

- ・避難のための出入口を確保し、非常用持出袋を持って一緒に避難したり、隣り近所の人の手助けを依頼する。

2 肢体不自由者への対応

- ・自力歩行が困難な者には車いす、ストレッチャー、担架、リヤカー等を使用し、運ぶ。いずれの用具もない場合には、毛布や服などを利用する。

3 内部障がい者への対応

- ・常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベ等が必要）を持ち出す。
- ・自力歩行が困難な者には車いす、ストレッチャー、担架、リヤカー等を使用し、運ぶ。いずれの用具もない場合には、毛布や服などを利用する。

4 視覚障がい者への対応

- ・白杖等を確保するとともに、地域住民の協力も得ながら、避難所に避難する。

5 聴覚障がい者への対応

- ・筆談や手話によって、避難所の位置を伝えることになるため、筆記用具等を持参する。

6 知的障がい者への対応

- ・わかりやすい言葉、または図で示して避難所の位置を伝える。理解できないときには、地域住民の協力も得ながら、手を引くなどして誘導する。
- ・興奮状態のときは、抱えて移動することも想定される。

7 精神障がい者への対応

- ・わかりやすい言葉、または図で示して避難所の位置を伝えるとともに、地域住民の協力を得ながら、必要に応じて誘導する。

VII 各種様式等

避難行動要支援者名簿同意書

私は、災害対策基本法に基づく千歳市避難行動要支援者対策推進事業の趣旨に賛同します。

次の個人情報（消防機関、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町内会、自主防災組織、自衛隊）に対して、平時から提供することに同意します。

なお、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに提出します。

年 月 日

所 属 町 内 会

住所

申請者氏名

印

※ 申請者が登録者と異なる場合、登録者との関係（ ）

フリガナ		性 別	生年月日	明・大	年 月 日
登録者氏名	印	男・女		昭・平	(歳)
住 所	〒 千歳市				
電 話 番 号		携 帯 電 話			
避難行動要支援者 区分	(1) 身体障がい		(4) 要介護認定を受けている		
	・ 肢体不自由 (1 級 ・ 2 級) ・ 視覚障がい (1 級 ・ 2 級) ・ 聴覚障がい (1 級 ・ 2 級) ・ 内部障がい (1 級 ・ 2 級 ・ 3 級)		要 介 護 (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)		
	(2) 知的障がい (A 判 定)		(5) 高齢者 (75 歳以上)		
	(3) 精神障がい (1 級 ・ 2 級)		・ ひとり暮らし ・ 高齢者夫婦のみ ・ 高齢者と 15 歳未満の同居者のみ ・ その他 ()		

緊急時の連絡先①	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先		登録者との関係	
緊急時の連絡先②	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先		登録者との関係	
緊急時の連絡先③	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先		登録者との関係	
生 活 の 状 況	世 帯 主			
	家 族 構 成			
	居 住 建 物 の 構 造	(昭和・平成)	年建築	(木造・鉄筋) 建て
	普 段 い る 部 屋		階	寝 室
特 記 事 項	通 院 中 の 病 院			
	薬の服薬			
	福祉サービス			
	アレルギー等			
	障がいや 体の状態			

避難行動要支援者名簿

番号	郵便番号	住所又は居所	方書	氏名	カナ氏名	生年月日	年齢	性別	電話番号	避難支援を必要とする事由				その他			
										障がい等級			介護度		高齢		
										障がい	身体	知的				精神	
1	066-0000	千歳市〇〇								〇	内部障がい1級	知的障がいA判定	精神障がい1級				
2	066-0000	千歳市〇〇													〇	肢体不自由4級 高齢者夫婦のみ	
3	066-0000	千歳市〇〇														〇	高齢者夫婦のみ
4	066-0000	千歳市〇〇								〇	肢体不自由2級					〇	要介護2
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	

令和 年 月 日現在
〇〇町内会

第2号様式

千歳市災害時避難行動要支援者個別計画事業登録申請書

申出年月日 年 月 日

千歳市長 様

私は、災害時避難行動要支援者個別計画事業の趣旨に賛同し、同事業に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報を市の関係部署、地域の民生委員児童委員、町内会、自主防災組織等の支援する方に提供することを承知するとともに、更新のため、市が住民基本台帳を閲覧することを承諾します。

① 名簿登録者			代理による申請	
フリガナ			※代理による申請は、原則として家族が行います。ただし、申請をしようとする災害時要支援者に家族がいない場合等は、町内会長等の代理による申請ができます。	
氏名	印			
生年月日	年 月 日 (歳)	男・女	登録者との関係	
住所	千歳市		氏名	
電話			電話	
			町内会名	

② 災害時要支援者区分 ⇒ 詳細は「⑤特記事項」欄へ	
<input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> (1) 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 1・2 級 <input type="checkbox"/> 視覚 1・2 級 <input type="checkbox"/> 聴覚 1・2 級 <input type="checkbox"/> 内部障がい 1・2・3 級 <input type="checkbox"/> (2) 知的障がい者 A 判定 <input type="checkbox"/> (3) 精神障がい者 1・2 級	<input type="checkbox"/> 高齢者 (75 歳以上) <input type="checkbox"/> (5) 一人暮らし・高齢者夫婦のみ <input type="checkbox"/> (6) 高齢者と15歳未満の同居者のみ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> (7) 妊婦・乳幼児の保護者・外国人 その他自力での避難が困難な者(各項目に準じる状態にある者等) <input type="checkbox"/> (8) 市長が必要と認める者
<input type="checkbox"/> 要介護認定者 (4) 要介護 1・2・3・4・5	

③ 緊急時家族等の連絡先			
氏名	電話	住所	関係・続柄等

④ 生活の状況 (差し支えない範囲で記入してください。)			
世帯主		居住建物の構造	昭和・平成 年建築 造 階建
家族構成・同居状況等		普段いる部屋	階・寝室 階
		緊急通報システム	あり・なし

⑤ 特記事項（差し支えない範囲で記入してください。）	
現在、通院している病院等	病院名
薬の使用有無（薬名等）	あり（ ） ・ なし
アレルギー	
現在、利用中の福祉サービス等 ※記載例：週3回、訪問介護サービスを利用等	
障がいの状況等 ※記載例：要介護3で1人での歩行が困難、耳が遠いので大きな声で話してほしい、定期的に透析治療で通院しており、薬を飲んでいる、子供が4人いるため避難する時には手助けが必要、日中は家族が仕事で不在となり、自宅に高齢者だけ残ってしまうので避難の時には手助けが必要等、具体的な状況を記入します。	

<申請される方へ>

当事業では、具体的に避難を支援する人（地域支援者）を決めることとしていますが、地域支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行ってもらうものであり、災害時に支援できなかつたり、事故等が発生したりしても責任を伴うものではありません。また、大規模な地震等の災害時には、予想されない事態が起こります。要支援者登録をしたことで安心し、ただ助けてくれるのを待つだけでなく、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、日ごろから積極的に支援者や周囲の人と良い関係を作るよう心掛けてください。

受付処理欄

受付年月日	年 月 日	担当者	
-------	-------	-----	--

⑥ 避難経路	
避難所	
避難経路図 (避難場所・避難所までの略図)	< 別添 避難経路図 : 台帳番号 番 >

⑦ 地域支援者			
私は支援するに当たり、知りえた個人情報を他に漏らさないことを誓います。		私は支援するに当たり、知りえた個人情報を他に漏らさないことを誓います。	
住 所	千歳市	住 所	千歳市
氏 名	印	氏 名	印
電 話		電 話	

<地域支援者の方へ>

地域支援者は、まずは、御自身や御家族の安全の確保を図った後、災害時要支援者の避難支援をお願いしますので、万一、災害時に災害時要支援者の避難支援をできなくても責任はありません。

千歳市避難行動要支援者個別計画台帳

町内会名

作成年月日

No.	①名簿登録者			②避難行動要支援者区分			③緊急連絡先			④地域支援者		
	フリガナ 氏名	生年月日	性別	電話番号	住所	氏名	関係・連絡等	電話番号	住所	氏名	電話番号	住所
1	千歳市				世帯主: ④生活の状況 (世帯主、家族構成・同居状況、緊急連絡先、チームの有無等)	世帯主: 家族数: 人				指定緊急避難所		
2	千歳市				世帯主: ④生活の状況 (世帯主、家族構成・同居状況、緊急連絡先、チームの有無等)	世帯主: 家族数: 人				指定緊急避難所		
3	千歳市				世帯主: ④生活の状況 (世帯主、家族構成・同居状況、緊急連絡先、チームの有無等)	世帯主: 家族数: 人				指定緊急避難所		
4	千歳市				世帯主: ④生活の状況 (世帯主、家族構成・同居状況、緊急連絡先、チームの有無等)	世帯主: 家族数: 人				指定緊急避難所		
5	千歳市				世帯主: ④生活の状況 (世帯主、家族構成・同居状況、緊急連絡先、チームの有無等)	世帯主: 家族数: 人				指定緊急避難所		

※ ②避難行動要支援者区分(地域の支援が必要な理由)

障がい者	(1)身体障がい者(肢体不自由、視覚、聴覚)手帳1~2級・(内部障がい)1~3級 (2)知的障がい者手帳A判定 (3)精神障がい者手帳1・2級
要介護認定者	(4)介護認定の要介護度1~5
高齢者	(5)75歳以上の高齢者(一人暮らし・高齢者夫婦のみ) (6)75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
その他	(7)妊娠、乳幼児の保護者、外国人、その他自力での避難が困難な者(各項目に準じる状態にある者等) (8)市長が必要と認める者

台帳を利用する方へ
この台帳に関する情報は、災害発生時に地域支援者が行なう避難行動要支援者への支援活動及び平常時の避難者への声掛け活動等に使用するものであり、次の事項以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを固く禁じます。
(1) 災害時における仮存確認、救出活動、避難誘導その他災害時要援護者の支援に関すること。
(2) 声掛け、相談その他の前号の活動を容易にするため平常時に行う災害時要援護者の支援に関すること。
(3) 平常時に行なう災害時要援護者の救命又は救助に関すること。
(4) 地区民生委員児童委員は、前号の活動に台帳を利用することができ、

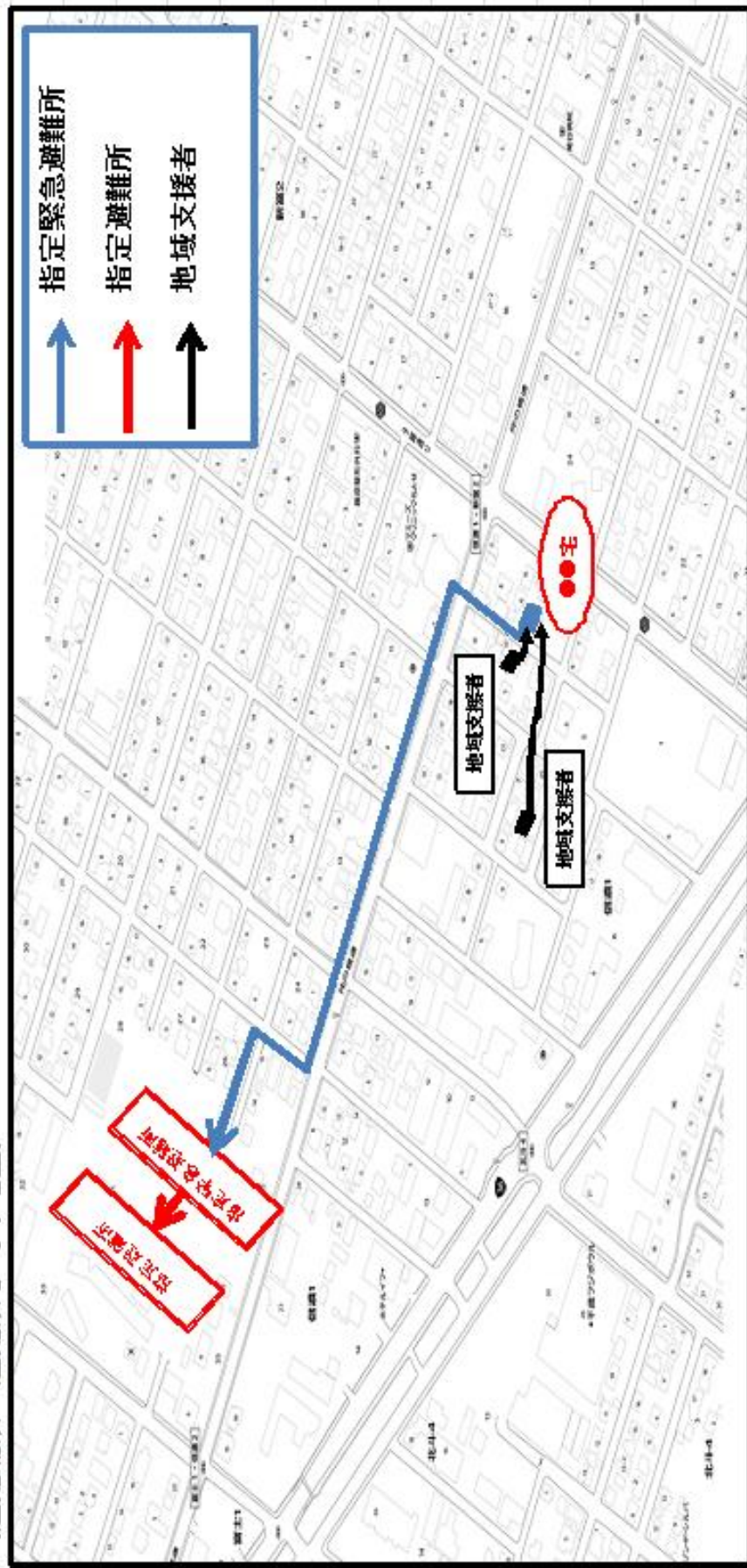
避難経路図

〇〇町内会 台帳番号 〇 番

住所	
氏名	

指定緊急避難所	
指定避難所	

(避難場所・避難所までの略図)



VIII 会議経過等

年月日	会議名	検討内容
平成19年3月29日 13:30～14:50	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：「災害時要援護者名簿」等の検討 ＜出席者＞ 千歳市社会福祉協議会 会長、常務理事 千歳市町内会連合会 会長(座長)、事務局員 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 理事、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成19年9月26日 10:00～11:55	災害時要援護者名簿作成会議	議題：「災害時要援護者名簿」等の検討
平成19年11月14日 13:27～16:02	災害時要援護者名簿作成会議	議題：「災害時要援護者名簿」の対象範囲等の検討
平成19年11月22日 13:26～14:50	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：「災害時要援護者名簿」の対象範囲等の検討 ＜出席者＞ 千歳市社会福祉協議会 会長、常務理事 千歳市町内会連合会 会長(座長)、事務局員 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成20年5月9日 13:29～16:18	災害時要援護者名簿作成会議	議題：災害時要援護者の対象拡大及び外部提供
平成20年6月26日 14:00～15:20	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：災害時要援護者名簿及び対象範囲 ＜出席者＞ 千歳市社会福祉協議会 会長(座長)、常務理事 千歳市町内会連合会 副会長 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成21年1月20日 10:00～11:35	災害時要援護者支援対策検討会議部会	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討
平成21年2月10日 9:00～9:40	市政策会議	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討
平成21年2月23日 10:00～11:15	千歳市地域福祉推進懇話会	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討 ＜出席者＞ 千歳市社会福祉協議会 会長(座長)、常務理事 千歳市町内会連合会 会長、総務部会長 千歳市老人クラブ連合会 会長

		千歳市民政児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 21 年 3 月 26 日 10:00~10:55	災害時要援護者支援対策 検討会議	議題：「災害時要援護者避難支援マニュアル」の検討
平成 21 年 11 月 10 日 15:00~16:15	災害時要援護者支援対策 検討会議部会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン」の骨子等について
平成 21 年 12 月 11 日 11:00~11:30	災害時要援護者支援対策 検討会議	議題：「災害時要援護者避難支援プラン」の骨子等について
平成 21 年 12 月 16 日 9:50~10:30	千歳市地域福祉推進懇話 会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン」の骨子等について ＜出席者＞ 千歳市社会福祉協議会 会長(座長)、常務理事 千歳市町内会連合会 会長、総務部会会長 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 22 年 2 月 5 日 10:00~11:30	災害時要援護者支援対策 検討会議部会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン(素案)」の検討に ついて
平成 22 年 2 月 16 日 13:30~14:15	災害時要援護者支援対策 検討会議	議題：「災害時要援護者避難支援プラン(素案)」の検討に ついて
平成 22 年 2 月 24 日 9:55~11:00	千歳市地域福祉推進懇話 会	議題：「災害時要援護者避難支援プラン(素案)」の検討に ついて ＜出席者＞ 千歳市社会福祉協議会 会長、常務理事 千歳市町内会連合会 会長、総務部会会長 千歳市老人クラブ連合会 会長、事務局員 千歳市民生委員児童委員連絡協議会 会長、事務局員 千歳市保健福祉部 部長、次長、福祉課長
平成 22 年 3 月 12 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	千歳市防災会議	災害時要援護者避難支援プラン(素案)に対する意見募集 ・案を修正するもの 1 件、今後の参考とするもの 1 件
平成 22 年 5 月 11 日～ 平成 22 年 6 月 10 日	パブリックコメント	災害時要援護者避難支援プラン(素案)に対する意見募集 ・市内公共施設等 23 ヲ所において実施 ・今後の参考とするもの 1 件、意見として伺ったもの 5 件

※ 災害時要援護者名簿作成会議は、千歳市災害時要援護者支援対策検討会議が設置される以前の会議で、構成主体は同様

千歳市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

制 定 平成22年7月
一部改訂 令和2年3月

発行 千歳市保健福祉部福祉課
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
TEL 0123-24-3131 (内402)